

暴力のある家庭環境で育った子どもへの支援

野坂, 洋子 / Nosaka, Yoko

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

現代福祉研究 / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2017-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013691>

暴力のある家庭環境で育った子どもへの支援

野 坂 洋 子¹⁾

【抄録】 本研究では、DV被害者支援を行う一環として、暴力のある家庭環境で育った子どもへの支援についてその支援実態を整理した。具体的には、DVのある家庭環境で育った子どもへの日本の支援の実態と、DVが子どもに及ぼす影響について概観し、実際にDVのある家庭環境で育った子どもへの支援を行っている母子生活支援施設職員を対象にフォーカスグループインタビューを実施した。その結果、施設長、中堅職員、新人職員のそれぞれの立場において実践している支援内容の実態に加え、職歴を通して変化する立場に伴い、支援者としての視点の変化も生じており、それが支援方法にも反映されているという様相が見えてきた。

【キーワード】 子ども DV 支援

1. はじめに

【本研究の背景・目的】

全国208カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、2015年で103,260件となっており、これまでで最多の件数となっている。一方、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVとする。）の相談件数は、2015年で111,630件（女性：109,629件、男性2,001件）と報告されている。

児童虐待とDVとの関連については、Apple&Holden(1998)はDVと子どもへの身体的虐待が同時に発生する割合は4割と報告している。澤田(2013)は、精神病とDV被害を重複していた母親の66.7%が身体的虐待を行っていることを明らかにし、DVの加害であれ被害であれ、養育者がDV問題とメンタルヘルスの問題を伴う場合は、子どもへの身体的虐待の可能性を考え支援する必要性を指摘している。DVと児童虐待が同時に発生する可能性は決して低くはないことから、本論文では家庭の中で起きる暴力の中でも特にDVに焦点を当てて整理していく。

1992年に「夫・恋人からの暴力」調査研究会が設立され、日本で初めてDVの実態調査が実施さ

¹⁾ 法政大学現代福祉学部助教

れた。この調査研究が契機となり、国内におけるDV関連の実態調査活動が活発になった。さらに1993年には国連が女性に対する暴力撤廃に関する宣言を制定し、1995年の第4回世界女性会議(北京会議)では「女性に対する暴力の根絶」がテーマとなった。こうした国内外の動きの影響を受け、日本国内におけるDVへの関心が高まり、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定された。これにより、潜在化していたDV問題が法規制の対象となり、それまでは草の根運動として広まっていたDV被害者支援が大きく展開していくこととなった。

DV防止法制定以降、DV被害の実態調査が内閣府によって実施されている。DV被害者はその多くが女性であり、子どもをもつ母親も少なくない。2015年に内閣府が行ったDV被害者に関する実態調査では、被害を受けたことのある家庭の約3割は子どもへの被害があったことがわかっている。さらには、児童虐待防止法において、DVを目撃することは児童虐待とされていることから、DV被害者家族システムを対象とした支援を行う上で、暴力のある家庭環境で育った子どもへの支援について知っておくことは重要と言える。

DVが子どもに及ぼす影響についてはすでに調査研究が進められてきている。DVによって子どもに現れる症状として、父親への憎悪・恐れ、性格・情緒の歪み、不登校、嘔吐、おもらし、泣く、チック症状などが現れる、ノイローゼ、自殺企画、子ども自身が暴力をふるうようになる、無力感、無感動などが挙げられている。

Martin(2002年)は、家庭で暴力にさらされた子どもたちが感情・行動・認知・発達上の問題を示す事を見出した。Pelcovitzら(2000年)は、身体的虐待を受けた青少年は、全く受けなかった者に比べ、うつ病、分離不安、PTSDになるリスクが極めて高いことを示している。また、Carroll(1997年)は、世代間連鎖は同性の間に主として起こり、家庭的な温かみがない場合に、より連鎖が起こりやすいと指摘している。BoydとMackey(2000年)は虐待やネグレクトといった家族背景を持つ女性達は、自己と他者に対して深く根付いた疎外感を抱きやすく、また、自分を虐待するであろう男性と結婚するパターンをとりがちであることを指摘している。

このように見ていくと、DV被害者支援を行う一環として、DVが子どもに及ぼす影響について理解したうえで支援対応が支援者には求められると考える。よって本論文では、DVのある家庭環境で育った子どもへの支援について、その支援実態を整理し、具体的な支援のスタンダードについての仮説生成を目指したい。

2. 日本におけるDV被害者とその子どもへの支援の現状

第3次男女共同参画基本計画(2010)、第4次男女共同参画基本計画(2015)において、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備をし、被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとし、その具体的施策の一つとして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進が掲げられた。この動きからもわかるように、DV被害者支援では一連の支援展開を通して被害者の心身のケアを念頭においた支援体制が求められている。

被害者支援を行う機関・組織は、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、警察、市(区)町村福祉事務所等が公的な相談窓口となっている。また、民間団体においても相談支援を実施している他、病院を受診したDV被害者が医師や看護師等に相談をして支援につながる場合もある。併せて、DV被害による危険性・緊急性が高い場合には、婦人相談所に設置されている一時保護所や民間シェルターに被害者とその子どもを保護する。これらの施設はあくまでも一時避難の場であり、元の住居へ戻るという選択をした被害者へは多面的なアセスメントに基づき危険から身を守る具体的な方策を確認し合う支援や、相談支援を継続する等、DV被害者と支援者側とのネットワークが途絶えないようにすることが求められる。

被害者が加害者から逃げる選択をした場合は、新たな住居と生活基盤の確保が必要となる。その場合の支援としては、被害者は着の身着のまま逃げてくることも少なくないため、生活費確保のために生活保護制度や貸付金制度、児童扶養手当制度等に関する情報提供を行い、必要に応じて申請のための同行支援も行う。住居の確保は、民間の住宅や公営住宅への入居を目指す場合が多い。一方で、一時保護所やシェルター後の住居がない母子や、DVによる肉体的・精神的ダメージが深刻な母子、育児支援の必要な母親とその子ども等の場合は、母子生活支援施設を利用することもできる。また、女性のみ場合は婦人保護施設を利用することもできる。そして、施設退所後の生活基盤の確保を目的として、ハローワーク(公共職業安定所)や、自立支援センター等における職業紹介、職業訓練等も活用することができる。

DV防止法には保護命令制度があり、被害者がさらなる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが多い場合、被害者からの裁判所への申請によって、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、などが発令される。渡邊・藪長(2007)は、子どもに対する支援として法に定められているものは「③被害者の同居の子への接近禁止命令」のみであることを指摘している。

以上のように、住居と経済面、そして安全の確保のための被害者支援はいくつか展開されているが、これらの支援を提供する中で特に重要なのが、被害者とその子どもへの精神的ケアである。暴力を受ける生活、もしくは暴力が身近にある生活環境に身を置いてきた被害者とその子どもは、心身共に疲弊し、親戚や友人、地域、社会とのつながりが希薄になっていることも少なくない。そして暴力を受ける環境から脱出できたとしても、新たな環境が本当に安心・安全であるのかについて常に不安を抱いていることも多い。さらにはDVを目撃した子どもは心身のみならず、他者との関わりや学校生活といった子どもの社会生活にも深刻な影響を及ぼすこともある。よって、精神的なケアを含め、被害者本人とその子どもへの包括的、総合的な支援が求められる。

DV被害者とその子どもに直接関わる福祉施設・機関職員には、相談機関の相談員やシェルタースタッフ、入所施設の生活指導員等があげられ、その肩書きのほとんどが「相談員」、「生活指導員」等であり、その機能はソーシャルワーク機能が重要と言われている。須藤（2002）は日本におけるソーシャルワークの実像の捉えにくさを強調した上で、「DV問題をめぐってソーシャルワークの役割はより現実的な視点から要請されている。それは、DVが社会と家族、男性と女性という人間と社会との相互関係の場において出現し、介入を迫られる問題だからである。」と述べている。

アメリカの家庭内における暴力防止法に目を向けてみると、制定順に「児童虐待防止及び治療法（Child Abuse Prevention and Treatment Act, CAPTA）」、「家庭内暴力防止およびサービス法（Family Violence Prevention and Services Act, FVPSA）」、「高齢者公正法（Elder Justice Act, EJA）」の3つの連邦法がある。そして、暴力を目撃した子どもを対象にいくつかの予防的介入と治療計画によるDVを目撃した子どものための精神保健サービスが行われているが、比較的新しい介入戦略であり、これらのプログラムの評価も進められている。その一つに、DVを目撃した8～13才の子どもへの影響に対処するための集団治療プログラムを実施したところ、治療群の子どもは怒り、親に対する責任感、家族間の暴力に対する態度や反応において有意な向上が見られたが、安全及びサポートスキルの知識についての有意差は認められなかったという。

アメリカの取り組みからわかるように、DV被害者支援において対象を子どもに特化し、DVを目撃した子どもが更なる暴力の被害に遭わないようにすること、そして、暴力を目撃した影響を緩和するための方策解明も視野に入れつつ、支援・治療が展開されている。一方で日本の支援内容は、DV被害者とその子どもを対象とした支援のいずれも暴力発生後の支援が多く、暴力の予防・防止を目指すものとしての課題は多いように思われる。

また、DV被害者支援として、精神的ケアや社会資源の情報提供、被害者とその子どもを個々で見るとはならず被害者家族システムとして捉え支援を行うことの重要さは指摘され続けているが、精神的ケアの具体的な知識・方法や、必要とされる社会資源の具体的な知識・活用方法、被害者家

族システムという視点を念頭に置いた支援の現状や実態までについては、明確にされていない。

3. DVによる子どもへの影響

Bancroftら(2002)は、「暴力の現場に居合わせた子どもには、母親との密なやりとりが何より必要であるが母親自身が精神的ショックや身体的損傷をはじめとするDVの影響をもろに受けていると、子どもの気持ちに寄り添ってやることはきわめてむずかしい。自分がかつても母親を必要としているときにかまってもらえなかった結果、母親はやさしく頼れる存在だという子どもの思いは大きく裏切られることになる。」と述べている。さらにBancroftら(2002)は、「父親を、失望、苦しみ、混乱をもたらす者とみなし、父親を攻撃することを空想する一方で、父親との絆を深めたいと願うアンビバレンスが存在する」と述べている。チョークら(2011)は、暴力のある家庭環境にいる子どもは、単に身体的または性的暴力を目撃するだけではなく家庭内の争いにさまざまな錯綜した形で巻き込まれることが多い点を指摘したうえで、その場合、かなりの数の子どもが助けを呼ぶ立場におかれることや、暴力をまねいた喧嘩の責任を押し付けられたり、子ども自身が身体的虐待を受ける場合があることも指摘している。DVのある家庭環境で育ってきたことによる「裏切られた」感覚や、アンビバレンスが存在し得る状態と考えられる子どもの内面的な要素に加え、争いが起こっている家庭環境にいるという環境的な要素をふまえることが支援を行う上で重要と考えられる。

暴力の世代間連鎖については、Kaufman&Zigler(1987)は世代間連鎖率を30%±5%と指摘している。木本・岡本(2007)の研究は軽度のもを含めて45.95%と報告しており、母親の被虐待相当経験は虐待発生のリスク要因であるが、子育てサポート資源が連鎖を抑制する要因として役立つ可能性を示唆している。一方で、子どもの中にはDVのある環境にいても顕著な問題を生じない子どももいる。チョークら(2011)は、一部の子どもは困難な状況に遭遇したにもかかわらず自信を失うことなく、他者との協力的な人間関係を築くことができることを指摘し、この経緯を理解することは効果的な世代間連鎖の防止および介入戦略を開発する上で重要と述べている。

このように見ていくとDVによる子どもへの影響は指摘され続けていること、そして、DVによる影響を受けた子どもへの介入の方策として、DVによる影響を受けつつも顕著な問題を生じることなく乗り越えた子どもの経緯、そして、その子どもに対して行われた支援の実態を理解することもまた有効と言えるかもしれない。

4. 調査

DV被害者への緊急一時保護を行っている母子生活支援施設職員を対象にフォーカス・グループインタビューを実施した。母子生活支援施設職員を対象とした理由は以下の2点である。

第1に、母子生活支援施設はDV防止法第3条の4に定める「被害者を一時保護する委託施設」としての役割があり、母子生活支援施設職員はDV被害者支援の認識が明確であることに加え、児童福祉法が根拠法となっている福祉施設であることから、DVのある家庭環境で育った子どもへの支援に関する調査対象として適切であると考えたためである。

第2に、母子生活支援施設の利用理由にDVが多いためである。全国母子生活支援施設協議会(2011)の調査では、母子生活支援施設の入所理由はDVが最も多いことがわかっている。また、東京都社会福祉協議会母子福祉部会の調査(2014)によると、母子生活支援施設入所理由は「住宅困窮(38.3%)」に次いで「夫等の暴力(26%)」となっており、母子生活支援施設に勤務する職員は日々、DV問題を抱えている利用者への対応を行っているためである。

調査方法のフォーカス・グループインタビューは、マーケティングなどの分野で使用されてきた手法で、看護分野や福祉分野でも質的研究の一つとして認識が高まっている。フォーカスグループの特徴は、参加者間で相互作用が行われていることであり、そこから人々がある特定の論題についての考えを明らかにし、最終的な目標としては参加者の現実を理解することである。そして、フォーカスグループ・インタビューは、個々人の考えというよりもむしろその世界において共有されている認識に基づいた考えを探求するとされている。

グループのサイズは、Folch-Lyonら(1981)は6名から12名で構成されるべきと述べており、Wells(1974)は最適な人数は8名から10名と述べている。一方でHolloway(2002)は様々な視点を提供するために6人が最適な数と述べた上で、経験的には6人のグループは大きすぎであり、3人が最適と述べている。グループ人数が多いほどダイナミクスがよりよく働くと言われているが、本研究は、支援者を対象に実際に行っている支援の質について尋ねるデリケートなグループ調査であるという点もふまえ、小グループ規模を意図しつつ調査協力者のリクルートを行った。

運営についてはインタビュー数日前には日程の確認をし、倫理的問題に配慮しつつ依頼を行った。実施環境は参加者が入るのに十分な広さを意識して確保し、インタビュー内容はICレコーダーで録音した。そして、混沌とした討論となり質の低下を招くことのないよう、明確な進行表を用意し、実施した。

また、観察者を配置した。観察者には事前に調査目的、観察の視点について事前に説明を行い、特に着目してもらいたいグループメンバーのノンバーバルコミュニケーションを察知できるよう、ノンバーバルコミュニケーションのリストを渡した。

なお本調査は、論者の博士論文研究の一環として行っており「ルーテル学院大学研究倫理委員会」「法政大学研究倫理委員会」の倫理審査を受け承認されたものであり、日本学術振興会科学研究費助成を受けて実施した。調査対象者所属組織には事前に承諾を得た上で、調査対象者には研究目的、個人情報の保護、データの取扱い、同意取り消しの権利などについて文書と口頭で説明をし、同意を得て調査を実施した。口述データはその本質が損なわれない範囲において、個人が特定されないように加工した。

(1) 調査結果

調査協力者は、DV被害者支援を行っている東京都内の母子生活支援施設の支援者を対象とした。具体的には、母子生活支援施設において施設長を務める支援者3名、在職期間3年以上15年未満のいわゆる中堅支援者5名、在職期間1年以上3年未満の新人支援者6名、男性支援者5名の、合計4グループ19名である。各グループを対象に収集したデータを分析していくと、女性グループである施設長グループ・中堅グループ・新人グループの語りと男性グループとで傾向の違いがあるように思われ、さらに、女性3グループ間においても傾向の違いがあるように思われた。よって本論文では特に女性グループのデータに焦点を当てて分析を行った。女性3グループの内訳(表1・表2・表3)とインタビューデータの内訳(表4)は以下の通りである。

表1 施設長グループ 調査協力者の内訳表

	性別	年齢	施設長経験年数
A	女性	40代	5年
B	女性	50代	12年
C	女性	40代	1年未満

表2 中堅職員グループ 調査協力者の内訳

	性別	年齢	経験年数
D	女性	30代	14年
E	女性	30代	9年
F	女性	20代	6年
G	女性	30代	4年
H	女性	30代	3年

表3 新人職員グループ

	性別	年齢	経験年数
I	女性	20代	1年
J	女性	20代	2年
K	女性	20代	2年
L	女性	20代	1年
M	女性	20代	2年
N	女性	20代	2年

表4 調査協力者の内訳

グループ	時間数
施設長(3名)	1時間22分27秒
中堅(5名)	1時間2分47秒
新人(6名)	1時間40分6秒

収集したデータは質的分析を用いて、施設を利用している子どもへの支援に関する内容に焦点を当て分析を行った。手順は、収集した音声記録を逐語録におこし、その中からDV被害者支援における子どもへの支援について述べられているデータに焦点を当てて、Giorgi(1975)の意味の縮約の手続きを行った。分析は以下の5つの手順に分かれる。

- ① インタビュー全体の感覚をつかむため、テキストを最後まで読み通す。
- ② テキストに見られる自然な「意味単位」を、対象者による表現を大事にしながら研究者が決定する。
- ③ 研究者が理解した対象者の観点からの発言をテーマとして取り出し、自然な意味単位を支配するテーマをなるべく簡潔に言い表す。
- ④ 意味単位を研究の目的に照らして詳細に吟味する。
- ⑤ インタビュー全体から得た本質的なテーマを、重複を除いて結びつけ、一つの内容記述へとまとめていく。

その結果、3グループのデータの中から、子どもへの支援に関する自然な意味単位26個(施設長グループ6個、中堅グループ7個、新人グループ13個)を取り出し、それぞれが支配するテーマをなるべく簡潔に言い表す作業を行い、ステップ④「意味単位を研究の目的に照らして詳細に吟味する。」の際には、精神的ケアの具体的な方法や、必要とされる社会資源の具体的な知識、被害者家族システムという視点を意識しつつ、支援グループごとに内容記述へとまとめた。

(2) 分析結果

1) 施設長グループ

母子生活支援施設長は、子ども家庭支援センターに関することとして、「子ども家庭センターが主たる窓口」であり、DV被害者家族に関する情報収集や決定機関としての機能を果たしていると認識していた。また、家族システムに視点をおいた支援として、「DV被害者の『母親としての喜び』を大切にスタッフ間で共有する」ことを行っていた。

施設長という立場の影響からか、他組織連携を意識した語りや組織内の職員全体に関するメゾレベル以上の内容が多く語られていた。

2) 中堅グループ

「子どもを自由に見れない苦悩を抱えている」など、施設を利用しているDV被害者の母子間における苦悩等を把握しつつ、家族システムに視点をおいた支援として、「子どもに対して母親ができないことを補う」、「DV被害者である母親のみでなく、子どものことも丁寧に見る」といった、家族間のバランスを意識した介入を行っていた。また、支援者の資質向上の機会に関することとして、「発達障害に関する知識の必要性」と「子どもへの支援のみに特化した講習会の多さ」を感じており、その理由に、母子生活支援施設職員を対象とした研修は希少であり、同じ児童福祉施設である児童養護施設の職員を対象とした研修に参加することが多い背景があった。

3) 新人グループ

「障害がある子ども」や「発達課題がある子ども」、そして「母の発達課題の影響を受けている子ども」の存在を把握しつつ、家族システムに視点をおいた支援として、「母と子それぞれの特性をつかむ」ことに加え、「子どもとの関わりを通して構築した信頼関係を母子支援に発展」させたり、「子どもの様子を伝えて母に安心してもらう」といった介入を行っていた。子どもに対しては、「子どもにラベリングをしない」姿勢をとっていたり、「母子関係から生じた子どもの不安を受けとめる」という介入をしていた。また、暴力をふるってしまう子どもへの支援は、「その行為が良くないとわかってもらえるよう促し」を行っていた。そして、家族システム全体に対して、『安心してください』というスタンスで関わる」ようにしていた。

一方で、「母が施設の夜間保育利用を前提とした仕事を見つけてくる」こともあるために、母子生活支援施設を通過型施設と認識してくれているのかという疑問を母親に対して持つことがあることもあげられた。

5. 考察

施設長という役職には管理・運営を視野に入れ他組織連携を意識した視点や組織内の職員全体に関する視点、つまり、メゾレベル以上の視点は不可欠であるが、この視点を持ち、実際に支援を展開している実態がわかってきた。母子生活支援施設は利用世帯が20世帯(施設によっては10世帯)であり、高齢者施設や障害者施設の規模と比べると小規模であること、そして施設を利用する背景にDVといった深刻な社会問題を抱えていることがあるために、施設長が入所面接を行ったり、施設利用者のことを把握していることが多い。本調査における施設長グループのフォーカスグループインタビューにおいても、利用者に関する細かなエピソードが語られていた。よって、母子生活支援施設の施設長は子どもへの支援や家族支援といった直接支援から、組織内外における連携業務、管理・運営業務といった間接支援を含むミクロからマクロまでの幅広い業務に携わっていることが考えられる。

また、中堅職員はDV被害者が子育て等に関する苦悩に寄り添うことを行いつつ、DV被害者家族間のバランスを意識した支援を行っており、母と子それぞれに行う精神的ケアを中心としたマイクロレベルの支援に加え、支援対象を家族システムというメゾレベルで捉えその調整を念頭においた支援も行っていた。同時に中堅職員は子どもへの支援に関して専門知識の獲得や支援の資質向上への意識をより高く持っており、このための社会資源情報にも関心が高いことが考えられる。これらのことから、職歴が長くなるにつれて施設利用者一人ひとりとの関係構築のための関わりを行う感覚をつかみ、その感覚をもった支援を前提として実施しつつ、DV被害者家族システムの視点も持った支援を展開していることが考えられる。

新人職員は、DV被害者である母親との直接の関わりよりも、まずはその子どもとの関わりを丁寧に行い、そこから母親との関係づくりを進め、DV被害者家族システムの視点に移っていくようにしており、DV被害者家族システムの視点をもった支援に行くための段階があるように思われた。また、他のグループよりも子どもへの具体的な様子や状態、さらにはそれに対する職員としての具体的な対応や姿勢、対応時の感情について細かく語られていたことから、新人職員は子どもとの関係に特に関心を持ち、時間をかけて支援を行っていることが考えられる。

3グループの傾向をふまえて検討をしたところ、職歴が長くなるにしたがって子ども個人というマイクロレベルの支援にとどまることなく、DV被害者家族システムといったメゾレベル以上の支援にも対象レベルを展開していくことが可能になってくることが考えられる。また、直接支援・間接支援において活用できる社会資源への関心も、その範囲が広がってくることが考えられる。一方で、新人職員の子どもの対象とした支援への関心は他のグループよりも高く、子どもと関わる時間

も多い中で手探りで支援方法を模索していることが考えられたため、新人職員へのDV被害者家族システムの視点を促す研修の実施やスーパービジョンは有効かもしれない。

6. おわりに

本研究では、DV被害者支援を行う一環として、暴力の中でも特にDVが子どもに及ぼす影響について理解したうえでの支援対応が支援者には求められることから、DVのある家庭環境で育った子どもへの支援についてその実態を整理してきた。具体的には、DVのある家庭環境で育った子どもへの我が国の支援の実態と、DVが子どもに及ぼす影響について概観し、実際にDVの影響を受けた子どもへの支援を行っている母子生活支援施設職員を対象にフォーカスグループインタビューを実施した。その結果、施設長、中堅職員、新人職員のそれぞれの立場において実践している支援内容の実態に加え、職歴を通して変化する立場に伴い、支援者としての視点の変化も生じており、それが支援方法に反映されているという大まかな様相が見えてきた。

しかし本調査は東京都内の3施設14名の職員を対象としたものであり、他の支援者を対象としたり、他の地域で行った場合に同様の結果を得ることができるかについては不明である。北澤(1997)は、質的調査の長所と短所について整理しており、この短所は本調査における限界と言える¹。

よって、調査対象者を増やし、DVのある家庭環境で育った子どもに対する支援のスタンダードについて明らかにしていくことが今後の課題である。

【文献一覧】

Apple, A.E., & Holden, G.H.(1998) The co-occurrence of spouse and physical child abuse: A review and appraisal. *Journal of Family Psychology*, 12, 578-599.

Bancroft, Lundy, and Silverman, Jay G. (2002) *The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics*, SAGE. (=幾島幸子訳2004『DVにさらされる子どもたち—加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』56-70, 金剛出版.)

¹ 質的調査：インテンシブ（集約的）で記述的なデータが採取されやすく、現実の複雑性に接近したデータとなることが指摘されている。そして反面、アンケート調査や実験法などのように、エクステンシブ（広範囲）で計量的なデータを採取することができないため、データの『代表性』に欠けることも指摘されている。また、後者では、採取されたデータが定型化されておらず多義的なものであるため、分析に際して『深い解釈』や『分厚い記述』が可能になるものの、不精確な観察や恣意的な推論が入り込む余地はきわめて大きく、分析の『標準化』が困難になると指摘されている。

- Boyd, M.R. and Mackey, M.C.(2000) Alienation From Self and Others: The Psychosocial Problem of Rural Alcoholic Women, *Archives of Psychiatric Nursing*, 14(3), 134-141.
- Carroll, J.C. (1997) The intergenerational Transmission of Family Violence: The Long Term Effects of Aggressive Behavior, *Aggressive Behavior*, 3, 289-299.
- Folch-Lyon, E., &Trost, J.F. (1981) 「Conducting focus group sessions」『*Studies in Family Planning*』12(12), 443-449.
- Giorgi, A.(1975) An application of phenomenological method in psychology, in A.Giorgi, C.Fischer and E. Murray(eds.), *Duquesne Studies in Phenomenological Psychology, II*. Pittsburgh, PA : Duquesne University Press, 82-103.
- 畑下博世・守田孝恵・石川由美子 (2003) 「ドメスティック・バイオレンスの3つの要因」『*保健婦雑誌*』59 (12), 1154-1158.
- Holloway Immy and Wheeler Stephanie(2002) *Qualitative Research in Nursing Second Edition*. (=野口美和子2006『*ナースのための質的研究入門*』109, 医学書院.)
- Kaufman, J., and Zigler, E.(1987) Do abused children become abusive parents?, *American Journal of Orthopsychiatry*, 57, 186-192.
- 木本美際・岡本祐子 (2007) 「母親の被養育経験が子どもへの養育態度に及ぼす影響」*広島大学心理学研究*, (7), 207-225.
- 北澤毅・古賀正義 (1997) 『〈社会〉を読み解く技法』福村出版株式会社.
- 厚生労働省 (2016) 「平成27年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)」.
- Martin, S. G. (2002) Children Exposed to Domestic Violence: Psychological Considerations for Health Care Practitioners, *Holistic Nursing Practice*, 16(3), 7-15.
- 内閣府男女共同参画局 (2010) 「第3次男女共同参画基本計画」.
- 内閣府男女共同参画局 (2015) 「第4次男女共同参画基本計画」.
- 内閣府(2016) 「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について (平成27年度分)」.
- 「夫 (恋人) からの暴力」調査研究会 (2002) 『*新版ドメスティック・バイオレンス 実態・DV法解説・ビジョン*』有斐閣.
- Pelcovitz D, et al(2000)*Psychiatric Disorder in Adolescents Exposed to Domestic Violence and Physical Abuse*, *American Journal of Orthopsychiatry*, 70(3),360-369.
- Rosemary Chalk and Patricia A. King (1998) *Violence in families : assessing prevention and treatment programs*, Washington, D.C. : National Academy Press. (=多々良紀夫監訳2011『*家庭内暴力の研究*』)

- 究ー防止と治療プログラムの評価ー』第6章 医療介護介入」福村出版.)
- 澤田いずみ (2013) 「A県の児童相談所の児童票にみられた虐待問題を抱える養育者のメンタルヘルスと複合的困難の実態」日本精神保健看護学会誌, 22 (1), 85-93.
- Steinar Kvale (2007) *Doing Interviews*, SAGE. (=能智正博・徳田治子訳『質的研究のための「インター・ビュー」』162-164, 新曜社.)
- 須藤八千代 (2002) 「『ドメスティック・バイオレンス』とソーシャルワーク研究-AFFILIA: Journal of Women and Social Workにおける研究の視座-」『社会福祉研究』4, 25-40.
- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会母子福祉部会 (2014) 『母子福祉部会紀要』7.
- 渡邊明日香・藪長千乃(2007) 「DVが子どもに与える影響と支援のあり方に関する一考察」『文京学院大学人間学部研究紀要』9 (1), 295-316.
- Wells,W.D.(1974) 「Group interviewing. In J. B. Higginbotham & K.K. Cox (Eds)」『Focus group interviews: A reader (pp.2-12)』 Chicago: American Marketing Association.
- 全国母子生活支援施設協議会 (2011) 『平成22年度全国母子生活支援施設実態調査』.